富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例

現行	改正後	備考
目次	目次	
第1章 総則(第1条—第3条)	第1章 総則(第1条—第3条)	
第2章 療養介護(第4条―第32条の3)	第2章 療養介護(第4条―第32条の3)	
第3章 生活介護(第33条—第50条)	第3章 生活介護(第33条—第50条)	
第4章 自立訓練(機能訓練)(第51条—第55条)	第4章 自立訓練(機能訓練)(第51条—第55条)	
第5章 自立訓練(生活訓練)(第56条—第60条)	第5章 自立訓練(生活訓練)(第56条—第60条)	
第6章 就労移行支援(第61条—第69条)	第6章 就労移行支援(第61条—第69条)	
第7章 就労継続支援A型(第70条—第84条)	第7章 就労継続支援A型(第70条—第84条)	
第8章 就労継続支援B型(第85条—第87条)	第8章 就労継続支援B型(第85条—第87条)	
第9章 多機能型に関する特例(第88条―第90条)	(削る)	
(新設)	第9章 多機能型に関する特例(第88条―第90条)	
(新設)	第10章 雜則(第91条)	
附則	附則	
(新設)	第10章 雑則	
	(電磁的記録等)	
	第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その	
	他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書	
	面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図 形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された	
	紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うこ	

とが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。
2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。) のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) によることができ

る。